

第1回実験実習授業に係る安全対策検討委員会 議事録

日 時：2022年10月26日（水） 午後2時から午後3時42分まで

場 所：愛知県庁西庁舎9階 教育委員会室

出席者：西山一博委員（委員長に選出）、紀伊保委員、阪根健二委員、間瀬好康委員

欠席者：西脇毅委員（都合のため）

事務局：伊藤尚巳教育管理監

（保健体育課）

久保田昌俊保健体育課長、久田慎一担当課長、西村斉課長補佐、山口理恵主査、
寺澤康明指導主事

（高等学校教育課）

渡部純次課長補佐、横山亮指導主事

（事務局）定刻となりましたので、会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただ今より 第1回実験実習授業に係る安全対策検討委員会を開催します。

最初に、委員の定足数を確認いたします。本委員会は 委員現在数5名のうち、4名の方にご出席をいただいております。したがって、児童生徒等の重大事故調査委員会設置要綱第4条3項に規定する過半数の要件を満たしておりますので、本会は成立しております。

なお、委員長の選任につきましては、後ほど実施をいたします。それまでは、事務局で進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、始めに、教育委員会を代表しまして、教育委員会学習教育部教育管理監伊藤尚巳より御挨拶を申し上げます。

（教育管理監）愛知県教育委員会教育管理監の伊藤でございます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、この検討委員会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

皆様御承知の通り、今年の5月本県の県立学校の生徒が実習授業中の事故で亡くなるという、あってはならないことが起きてしまいました。

改めて亡くなられた生徒に哀悼の意を表し、また御遺族には心よりお悔やみを申し上げますとともに、学校でお預かりした大切なお子様の命を守ることができず、深くお詫びを申し上げたいと思っております。

この委員会では、委員の皆様、それぞれの専門的な視点から今回の事故に至る過程や原因の調査と再発防止・事故予防への御提言をいただくとともに、県教育委員会では策定を予定しております、実験実習全般の安全管理体制を見直すガイドラインについても、御助言をいただきたいと考えております。

県教育委員会としましては、この委員会による調査結果と御提言をもとに、正すべきところは正し、二度と同様な事故を起こさないという強い決意を持って、県立学校と共に取り組んでまいります。それでは委員の皆様よろしくお願いいたします。

（事務局）ここで、本日の配付資料の確認をいたします。配付資料ですが、次第、委員名簿、第1回出席者名簿、配席図、児童生徒等の重大事故調査委員会設置要綱、実験実習授業に係る安全対策検討委員会における情報の取扱いについて、実験実習授業に係る安全対策検討委員会の進め方のイメージ図の案、以上でございます。続きまして、本日が初めての顔合わせとなっておりますので、委員の先生方にご自己紹介をお願いしたいと思います。

- 本日の配付の名簿順でお願いをいたします。まずは、紀伊委員からお願いします。
- (紀伊委員) 皆さん、こんにちは。私、名前を紀伊保といいます。矢作建設という建設会社に勤めております。工学的技術的な面から、いろいろなご意見が言えればいいかなと思ってまいりました。よろしく申し上げます。
- (事務局) では、阪根委員、よろしく申し上げます。
- (阪根委員) よろしく申し上げます。鳴門教育大学の阪根でございます。安全教育がどうあるべきか、安全管理ということを専門にしております。十分にお役に立てればと思っております。よろしく申し上げます。
- (事務局) 続きまして、西山委員お願いします
- (西山委員) 弁護士の西山と申します。愛知県弁護士会所属です。私は弁護士会の委員会の方では、スポーツ事故から始まりまして、学校事故といったようなことを扱う部会に長らく関わってまいりました。その過程で現在、知多教育事務所管内で、スクールロイヤーを勤めております。よろしく申し上げます。
- (事務局) 最後になりますが、間瀬委員お願いします。
- (間瀬委員) 愛知工業大学の間瀬と申します。専門は、工業教育分野ということで、特に自分の専門としては、ロボット関係を専門としております。今回、当該生徒の御冥福をお祈りするとともに御遺族の方に対して心からお悔やみ申し上げます。前もってこの詳しい報告書を読ませていただいて、本当に涙なくして、読めない。そんな状況ではあります。今回この委員として、誰が言い悪いじゃなく、何が間違っていたのか、それを明確にしてこの委員会で精査していきたいと思っております。よろしく申し上げます
- (事務局) ありがとうございます。なお、本日、西脇委員は都合により欠席とご連絡をいただいております。
- 事務局の紹介につきましては、配席図にかえさせていただいております。
- まず、児童生徒の重大事故調査委員会設置要綱の説明をさせていただきます。配付資料をご覧ください。
- この設置要綱では、文部科学省が定めております学校事故対応に関する指針に基づいて、県教育委員会が外部の委員で構成する委員会の設置について定めたものでございます。第1条では、今回のような重大事故について、教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合、被災児童生徒等の保護者の要望がある場合、またはその他必要がある場合は、その事故に至る経緯や原因の調査及び評価分析を行い、再発防止、事故防止に役立てるものとするための委員会を設置するということとしております。
- 第2条は、委員会組織についての規定です。医師、弁護士、学識経験者など5人以内の委員で構成することや、守秘義務等について、定めております。
- 第3条では、委員長についてを規定し、委員長は委員の互選で決定することや、委員長の役割、職務代理について定めております。この説明の後、委員長の選出をお願いしたいと思っております。
- 第4条では、委員会の召集、会議の定足数、議決に関することを定めております。続きまして、第6条ですが、第1項では、委員会は県教育委員会に対して情報提供を求めることができること、第2項では、県教育委員会や保護者に対する意見書、資料の提出、事実の陳述を委員会は求めることができるということが定めてあります。また、第6項から第8項では保護者の申し立てによる意見、陳述の機会の確保について、定めております。なお、今回ご遺族から、事前に申立書をいただいております。各委員には事前に送付をさせていただいております。第9項では、委員会の公開・非公開について、第10項では、結果の報告について定めていま

す。

第7条では、調査員の設置について定めています。

また、第8条では児童生徒等への調査をする場合に、当該児童生徒の保護者への同意が必要であるということを定めています。

第9条では、委員会の庶務を県教育委員会保健体育課において行うこと、第10条では、要綱に定めるもの以外で、運営に必要なことについての取扱いを定めています。以上が児童生徒等の重大事故調査委員会設置要綱の概要です。

それでは次に、委員長の選出と委員長代理の選出をお願いいたします。

委員長の選任につきましては、児童生徒等の重大事故調査委員会設置要綱の第3条に、調査委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを定めると規定されております。また、同3項には委員長が欠けた時は、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理すると規定されております。委員長の互選につきまして、お諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(間瀬委員) よろしいですか。

(事務局) 間瀬委員。

(間瀬委員) それでは私から推薦させていただきたいと思いますが、先ほどの御挨拶の中で、こういった事例を扱っているということと、それからこの委員会の結果は広く社会に出ていくため、そういった社会的な知見の大きな方ということであれば、弁護士の西山先生以外にないと思いますので、西山先生を推薦いたします。

(事務局) 今、間瀬委員から西山委員を委員長にという推薦がございましたが、よろしいでしょうか。

(阪根委員) 異議なし。

(紀伊委員) 異議なし。

(事務局) ありがとうございます。それでは、委員長には西山委員をお願いをしたいと存じます。続きまして、委員長の職務代理につきましては、委員長から指名をお願いをしたいと思っております。

(西山委員) 阪根先生が、経験豊富でいらっしゃる。ぜひ、サポートしていただければと思っております。

(事務局) ありがとうございます。それでは、西山委員には、委員長の席にお移りいただきたいと思っております。

(西山委員) 先ほど選任いただきました弁護士の西山です。つたない進行になるかもしれませんが、誠意を持って誠実に取り組み、また今後のためにもしっかりとした議論、検討ができるよう、努めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

(委員長) 早速、議事に入りたいと思っております。レジュメの5の(1)検討委員会における情報の取扱いについて、事務局からお願いします。

(事務局) 「実験実習授業に係る安全対策検討委員会における情報の取扱いについて」という配付資料をご覧ください。

1番です。守秘義務について、要綱の第2条第3項にもありますが、委員の皆様におかれましては、本件事故に関する調査、検証の過程で知り得た情報について、公平性・中立性の確保、個人情報の保護といった観点から守秘義務が課されていることに御留意願います。

2番です。委員会、委員会資料、議事録等について、要綱の第6条に関連しますが、(1)の委員会は、保護者が非公開とすることを求めた場合を除き、公開とするということで、本日は公開で実施しております。ただし、内容が個人のプラ

イバシーを侵害するおそれがある場合又は公益上の必要がある場合には、委員会は当該委員会の全部又は一部を非公開とすることができます。

続きまして(2)の委員会の資料についてです。会議資料は、原則として非公開とします。

(3)の議事録についてです。委員会を行ったときは議事録を作成し、公開をします。ただし、委員会が非公開である場合は除きます。

次に、3番の委員会が行う調査についてです。こちらは要綱第7条、第8条にも記載されております。

(1) 委員会が調査を行うときは、委員又は委員会から指名された調査員が非公開で実施するものとします。

(2) 聞き取り調査については、複数名で聴取に当たることとし、対象者が未成年の場合はその保護者を含みますが、心情に配慮し、慎重に行うものとします。

(3) 生徒等を調査の対象とする場合は、対象者及び当該生徒の保護者の同意を得た上で実施するものとします。以上になります。

(委員長) それではご質問ありましたらお願いします。よろしいですか。続きまして、事故の概要について、事務局からお願いします

(事務局) 事故の概要について、説明いたします。

事故発生後の時系列につきましては、資料3に詳細に記載してありますが、概要を説明します。

資料7番、文部科学省へ提出した第1報報告をご覧ください。

令和4年5月6日(金)午前10時50分頃、木材加工の実習授業中に、ノミの調整作業を行っていたところ、刃先が左足の付け根付近に当たり、左外腸骨動脈に達しました。

授業担当教員が生徒に養護教諭を呼びに行くように指示し、また別の生徒に職員室に行き、救急車の要請を教員に頼むように指示しました。生徒から連絡を受けた教員が午前10時55分に救急車を要請しました。授業担当教員は腹部のやや下の部分を直接圧迫止血しました。午前11時1分、救急隊員が到着し、処置を開始、午前11時18分に救急車が学校を出発し、病院へ救急搬送されました。

午後1時より出血多量、心停止のため、緊急手術が行われ、一命はとりとめました。しかし、予断を許さない状況が続き、5月12日(木)午後1時3分当該生徒は亡くなりました。

ノミの調整作業につきましては、資料8、作業手順書をご覧ください。

ノミのかつら調整作業は、ノミの柄の部分の先端にある金具、これをかつらといいますが、こちらを玄能(金づち)で叩いて外し、次に柄の部分を細くするために柄を玄能で叩いた後、再び金具(かつら)を柄の奥に深く取り付け、柄の先端に出た木の部分を叩いて整える作業となります。かつらを取り付ける際は、机上の作業用一片90mmの角材の上にノミの刃を当てて釘抜きの直角部分を金具(かつら)に当てた状態で、釘抜きの直角部分の上から玄能で叩き取り付けます。かつらを取り付ける作業につきましては、資料10の写真、ノミの調整作業及び事故当時の作業風景の資料の右上の写真がかつらを取り付ける作業風景となっておりますので、こちらをご覧くださいと様子が分かると思います。

同じテーブルで作業をしていた生徒によると、当該生徒は、金具(かつら)をはめる作業をしていたのではないかと証言しています。また、9名が同時に金づちで

叩く作業を実施しているため、かなりの作業音が発生していました。

また、当該生徒は2本のノミの調整作業のうち、1本は終了し2本目の作業中に事故にあったと思われます。

実習担当教員及び実習を一緒に受けていた生徒に対し事故当日も含め数回にわたり聞き取りを実施しましたが、当該生徒の左足の付け根にノミが刺さった瞬間は誰も見ていませんでした。教員、生徒への聞き取りに関しまして、詳細は資料14～16に記載してありますので、ご覧いただければと思います。以上です。

(委員長) ご質問ある方いらっしゃいますか。

(阪根委員) 目撃者は結局、先生も生徒もいなかったと考えてよろしいでしょうか。

(事務局) 聞き取り調査を行った結果、目撃証言等はなかったと、学校から報告を受けております。

(阪根委員) 分かりました。要は、怪我をしたところで気づいた。そこで、初めてということでしょうか。

(事務局) そうです。生徒の血を見たところで気づいたということで、刺さった瞬間は誰も見ていないということです。

(阪根委員) 分かりました。

(委員長) 詳細については、いろいろと進めていく中でお話すると思います。続きまして、レジュメ5の(3)になります。委員会の進め方について、事務局からお願いします

(事務局) 実験実習授業における安全対策検討委員会進め方のイメージ図を御覧ください。こちらはあくまで案になりますが、第1回が本日の内容になっております。その後第2回、第3回と聞き取りや調査、現地踏査等を踏まえまして、報告書の案の提示、決定、取りまとめと進んでいくイメージ図を作成いたしました。ただし、これは1つの案としてお示ししたものですので、例えば聞き取り調査を増やすとか、報告書の作成の回数を増やすとかにつきましては、委員会で、その都度お決めいただいて、進めていただければと思います。

(委員長) ご質問ある方いらっしゃいますか。

次に(4)今後の調査内容の検討ですが、これはここで議論するということですね。今後の調査内容についての検討ですか。

(事務局) 今後、第2回以降、どのように進めていくのかということを含めて、御検討いただければと思います。

(阪根委員) 意見を言ってもよろしいでしょうか。当該事案を見ていますと、私自身、中学校の技術・家庭科の教員をしていた経験がありますので、ノミを使ったりすることは実体的に分かります。ただ、それと、この事故がどうしてもなかなか繋がらず、なぜこういうことになったのかと思いますので、実際にどの場所でどんな机でどういうものを使ってやったかということなど実況的に見ていかないと分からないだろうと思いますので、実況見分等の調査の要請をぜひしたいと思います。その際に、どのような実習授業だったかを知っておかなければ、正確なことが分からないので。それが私の希望です。

(紀伊委員) 私も今よろしいでしょうか。これ全部読ませていただいたんですが、この時系列からこういうふうになったんだというのが、読んだだけでは、やはり一方的です。これ全部私が理解しても全て事実と思えない、いろんな見方をした方がいいと思うんです。その中で先ほど阪根先生が言われたように、机一つにしても、高さがどれだけか、面積がどれだけか、というのは文章や写真では分かりにくいと思います。手に持った重さだとか感覚で、やりにくい、やりやすいとかいうのも含めて、やはり現地踏査が一番かなと私も思います。目的としては、何でこうな

ったかというのもあるんですが、最終的には、もう二度と同じようなことが起こらないようにするということまで作らなければ意味がないですから。

- (間瀬委員) このかつら直しという作業が実際どのように行われているのか、もうこの事故の起きた学校では、安全委員会とか、いろんな対策が取られて、それなりの方法で今も同じ実習がされているのか、もうこの実習は取りやめになってしまったのかどうか、それを知りたいということと、他の工科高校で、こうした実習を行っているのか、その状況も、参考になるのではないかと。事故はどうして起きたのかということ調べていく時に、そんな事故は言われた通り、正しい標準作業に基づいて行っていたら、起こるわけがない。どういう作業に対して、どのように違うことを行ってしまったのか、それはもう今では分からない。それが他の学校で、生徒がこんな形でやっているというところから、こんなやり方をする可能性があるのだということが、もしかしたらそこで分かるかもしれない。だから、教員は生徒に「教えた通りやらないからダメだよ。」ではなく、生徒はもっといいやり方があるのではないのかなということを考えながら、もっとこうやれば早くできるとか、楽にできるのではないかとか、そういうことを考えながらやる。しかしながら、危険に結びつくかどうかということまでは分かっていない。そうしたことも含めて、いろんなところでの状況を見ると参考になると思います。
- (委員長) 私としては、この一連の流れですね。資料3の事故発生後の時系列という資料について一通りのご説明をまずしていただきたいなと思うのですが。書類ではもらっていますが、説明していただくとしたら、どなたになるのでしょうか。
- (事務局) 時系列について、説明をしていくような形でよろしいでしょうか。
- (委員長) 例えば、最初の方のところは、教育委員会の方ではなくて、この学校の校長先生なのか教頭先生なのか、あるいは担当教員の方が詳しいわけですね。そういう方から、御説明をいただけるわけですね。
- (事務局) 学校の方にお願ひすれば、可能だと思います。
- (委員長) 例えばこの部分は担当教員の方が一番お詳しいのであれば、担当教員の方に御説明いただくなどして、詳しい人に直にお聞きする必要があるのかなと思っていてのと、御遺族の方が、どのような点について、何を求めていらっしゃるのかです。ここからだけだとはっきり分からないですが、御遺族の方の要望はどういうことになりますか。
- (事務局) 申立書に書いてあります。
- (委員長) 紙面からだけだと、表面的にしかわからないじゃないですか。ちょっと話がずれますが、例えば、僕のクライアントの中には、メールで相談を送ってきて、メールで答えてほしいというクライアントもいるんですが、僕は一切お断りしています。結局その文章から僕が勝手に忖度してイメージして、受け止めている事実関係や要望と本当に思っていることってというのは、必ずしも一致してないにも関わらず、勝手にこちらがこういう意味ですねと勝手に解釈をして、進めていくということによって答えをする。そうすると、向こうは向こうで、僕の前提を違うふうにして受け止めて読むので、勝手に違う意味に捉えて動く。それで弁護士さんが言ったとおりにやったらえらいことになりましたってということでは、こちらとしても本意ではないので、そういう一つ一つ、これってこういう意味ですよということ、きちんとして勝手にこちらの想像ではなくて、受け止める作業というのが、まず最初に必要なのかなとは思っています。逆に、非常に詳細な資料が出ているだけに、かえって使わなきゃいけないのかなと思って、不十分だと別に嫌が上でも聞くことになるのですが、それなりに詳しいものが出ているから、勝手にこちらの想像で進んでいくのも違うかなと思って、一連の流れをどう聞き取

りしたらいいかなと思っています。逆に それなりに詳しいものが出てきているため先程のように書面にありますというような、回答になりがち。いや、それはあるかもしれないが、ちゃんと直に聞いてみたいんだと思います。

(事務局) それでは、第2回、第3回のところで、お聞きになりたいことも含めて、決めていただくということは可能でしょうか。学校の関係者、担当教員等の聞き取りを、次回に実施するとかの形をとればよろしいでしょうか。

(事務局) 委員会のイメージに示してはありますが、現地調査をしていただきながら、経過表も見ていただきながら学校職員を立ち合わせ、また途中の教育委員会の職員も絡んでおりますので、当然教育委員会の職員もその場に同席をして、一つ一つの経過表と実際の作業も学校職員に再現させながら、委員の皆様は現地調査をしていただくというような場を作れば、委員の皆様のご要望にお答えできるかなと思っています。そうしたようなイメージではいかがでしょうか。

(委員長) そのイメージが近いですね。いかがですか。

(阪根委員) 今委員長が言われたように、私、正直非常に詳細な資料を出されて、ある意味ではよく調べられたなと思います。こんなこと言ったら変ですが、これまでいろいろなものが関わった中では、非常に資料が良くできているんです。

ところが、それがあまりにも出来すぎているものだから、これだけで判断というのは微妙な面があり、やっぱりこれを現実と突き合わせなければいけないと思います。当初今回調査の依頼があった時に、やや遠方のため、実況をやるべきだと思い、愛知県の方々を中心に動かされた方がいいんじゃないかということを経務局の方にお話したこともあるんですが、私もできるだけこちらに伺おうと思います。もし伺えなければZOOMというのもあるので。遠隔で実況的に見せていただくことも可能ですし、やっぱり現物を見ないと分かりません。ですから、そういう意味で先ほど委員長が言われたように細かいニュアンスが非常に重要なので、そのところを次回以降に確認していきたいと思っています。

(委員長) 第三者委員会は、裁判等に比べて、その出発点が少し難しいところがあって、私が1つのモデルと考えるわけですが、裁判というのは、裁判官が判断していきます。今回裁判官的な立場で我々はやっていくことになると思うのですが、裁判というのは、論点が原告から主張や請求という形で、訴状を含め、主張が出てくるわけです。用語で言うなら、処分権主義と言って仮に問題点が他にあったとしても、原告が主張や請求していないことまで、裁判所は判断しないでいい。だから、判断してほしいなら、自分がきちんと主張しなければというのが裁判所のルールなのです。そういう意味で言えば、裁判では論点は勝手に出てくるわけです。ところが、この第三者委員会において、御遺族の方の申立てに書いていなかったから、知らんよというわけにはいかないです。そこに先ほど言った処分権主義ということではなく、我々の方で論点を拾い出していかなきゃいけない。そうすると、この経緯ということが、まず最初の作業なのかなと。今回の問題は何だろう。そして、御遺族の方はどういうことを御要望されているのかであり、御遺族の方が要望されていないことであっても、判断しなければならないこともあると思います。ただ、御遺族の方の要望もまたさらに考えなきゃいけないことです。その作業により論点の整備整理をし、その論点について、具体的にお聞きしていくこととなりますが、ただ現状で言える論点というか、もう今の時点で分かっている論点は何かという、まず1つが事故と事故原因と、そこに何らかの過失があったのかの評価というのが1点目だと思うのです。それから、2点目として、事後の対応です。事後の対応といっても、2つあって、1つ目の事後の対応は、御遺族、保護者の方への対応です。

それから、生徒のメンタルケアを含めたそういったところの対応というところだと思えます。それからさらに事後の対応とも重なるんですけど、今やらなければならないことは何があるのか、過去の事実関係について反省をすることだけじゃなくて、今やらなければならないと、一つ想定されるのが生徒のメンタルケアを含めて、それから今後この授業をどうするのかということです。

勝手にいろいろと喋ってしまいましたが、他の委員の方はどうお考えでしょうか。

(間瀬委員) リスクアセスメントという視点からこういったことを考えていくと、機械を設計する時に安全に、つまり人に危険がない、あるいは無事な状態、これを確保するためにリスクアセスメントをやるわけですけど、その時にはいろんな要素があります。人は元々間違える、あるいはもっといい方法はないのかなといろんなことを考えている、あるいは瞬間的に反応的に動作をしてしまう。そういったことも設計の段階で想定してやっていくわけなのです。だから、今回再発防止ということを考えるのであれば、今回の事故はなぜ起きたのかというところを、今回の事例も含めて、いろんなケースをやっぱり想定していかなければならない。それに対して、リスクを分析し、評価して、許されるリスクというと変な表現ですが、この状況であれば、まあいいだろう、致命傷を10、軽症を1とするならば、そのリスクがどんな値になるのかということとその実習作業内容について評価するということが必要なのではないか。それによって、未然に事故を防止していく。ソフトだけでやっても限界がありますので、やはりハードでもやっていく。今回の事例を最初にお聞きした時に、50mm角の平面のところに刃を差し込んで、そこで叩くということで、専門家から言えば、正目に対して直に刃を入れれば安定して大丈夫だろうとなるかもしれないですが、私は機械が専門ですから、いや、それでもやはり横からストレスを加えた時に、元がずれて倒れるということは、十分にあるのではないか、あるいはそうなってもいいように、もっとも職人さんであればそれでやっていけるのかもしれないけども、高校生がその職人さんと同じレベルのことができるわけがないという想定に立つならば、倒れようが何しようがいいような仕掛けを作っておいて、そこでやることでうまくいけば、その仕掛けが関係ないわけですが、失敗した時にはその仕掛けにより怪我をしなくてもすむ。現実そんなものを現場では使っていないと言う人もいるかもしれない。ですが、学校は教育の場ですから、一番安全でなければなりません。だから、そういうところでは、こうあるべきだというハードをやっぱり考えていくべきで、その2つでリスクアセスメントをやっていくということが、今後の防止につながっていくのかなと私は考えているので、その視点からどのようなことが想定されるのかということ、いろんな学校を見て、どんな危険があるのか、いわゆる想定されるリスクを知ることが始まりかなと思いました。

(阪根委員) やはり、複合要因があったとしても、何か一つでもフェイルセーフが整っていたら、大事にはならないと思えます。非常に単純な作業なんだけど、そこに秘めている危険度というのがどこまで予見できたのか、あるいはそれに対して、配慮義務をちゃんと履行していたのかということがすごく大事になります。先ほど少しお話ししたように、元々義務教育段階のところにいた経験から、当時はほとんど作業経験のない人間にノミやのこぎりやいろんなものを持たせたり、旋盤とかの機械作業も中学生にさせていた時代ですので、今から思えばよくやってきたなと感じます。では、何が違うのかと言いますと、そこで防護するものを置いておかないといけません。いわゆる小さい子ですから、高校生と違って。その防護するものに、やはり器具が飛んできたり、当たったりということがまれにあ

り、もしかしたらそういうハード的な措置が、今回の教訓になるかもしれないと思うのです。とにかくまず予見できるものだったのかどうかというところを見ていかないといけないと思います。安全配慮義務違反をしていないかどうかというその辺りじゃないのかなと考えています。

(間瀬委員) そうです。今おっしゃられた通りで、予見可能な誤使用というのがリスクアセスメントにあって、誤使用なのか、あるいは意図的にこういうふうにしてしまったということもあるかというふうに。だから、そこがやっぱり大事なかなと思います。

(紀伊委員) 私は建設現場で働いています。建設現場というのは、大きな事故なんかは頻繁にはないですけど、ちょっと手先を切ったとか転んだとかってというのはあります。その度にすぐに対策会議をやるんですが、その中で明らかに本人の失敗だろう、なんでなんだ、そんなことかというのがあります。先ほど言われたように、ヒューマンエラーというのもあるよなと思う時もあります。でも、それで済ませたら、再発防止なんかできないんですね。それで、その時にどうするかというと、例えばなんでこの手順を守らなかったのか、なんで手順を知らなかったのか、実はコミュニケーションが取れてなかった、なんで、コミュニケーション取れなかったんだということ、その時に監督がいなかった、その時にたまたま人が代わっていたりとか。

実は、単にその人が無茶な行動した裏側にいっぱい理由があって。それを見ていかない、再発防止はできないと思うんですね。

そういう意味では、先ほど西山先生が言われたように、本当はどういうふうに思っているのか、本人も気づいてないようなこともあるかと思うんですね。だから、そういったことをやっていかないと、やっぱり核心にはいかないし、再発防止ができないかなと私も思います。

(委員長) とまかく、まず学校に行って、学校で大きく2つのことをお聞きするのかなと思います。これまでの書いてある経緯について直に文章だけでなくお聞きすること、もう一つは当該授業事故が起きた現場を含め、その時の様子をお聞きする。そして、その中にはこの申立書の中に書いてある質問というか、問題を指摘、この点もお聞きする。要するに、1本目は正しい方法で正しいものが出来上がっていたのか。手を止めて見本を見せる方が、どういうふうに1本目を見せて2本目を作らせたのか。こう書いてありましたけれどもこれに沿ってお聞きするというようなことをまずはやるイメージです。それで事実関係をお聞きして、その後でじゃあ検討しなければならぬことはこれだよなということで、それに沿ってじゃあ、次どう進行するのかということを検討する。まずは、聞き取りをし、聞き取りが終わった段階で論点整理をして、次回の進行を考えてまでが次回の議題という感じでしょうね。間瀬委員、そんな感じですかね。まず、今決めておくべきことという、今日の段階だと、もうこれ以上詳しいことをなんとも検討しようがない。

(間瀬委員) そうですね。先ほどから委員の先生方もおっしゃるように、事故直後から時系列的に完璧に記載されていますけど、ただ、事故発生前の状況が全くわからないので、そここのところが知りたい。それが作られた状況じゃなくて、本当に自然の状況で知りたいがために、他の学校に行き同様の実習を見たいなということも言ったわけです。この実習をやっているかどうか探すことも大変かなと思うのですが。

そもそもかつら直しは必要ですか。

(紀伊委員) かつら直し自体は必要でしょうけども、実習でやるかどうかというのは、また

別の問題です。

- (間瀬委員) これ市販のものですよね。市販の状態でもうすでに使える状態になってないってことですか。
- (紀伊委員) 大工さんに聞くと、そのままだったら使えないそうです。でも使えないことないんですけど、力が伝わらないからとかノミがすぐ傷んでしまう。そういった意味でやるみたいですね、
- (間瀬委員) じゃあ、これは購入者が必ずやらなければならないことなのですね。それをやるのがこの生徒にとって、ノミを初めて、新品の自分のノミを出して、いきなりかつら直しをやるというのがちょっと私には解せなくて。ノミはこうやって使うのだよ、こうやって切れるのだよということをひたすら使って慣れてから、じゃあこれ実際にはかつら直しをやらないとダメだからということで、それから(かつら直しを)やるのであれば、ノミの危険性だとか、いろんなことも知った上で、再開できる。今回当然先生は熟練の方なので、ノミの使い方も危険ということがよくわかってらっしゃる。だけでも生徒は違いますよね。そのノミがそんなに殺傷能力があるとか、そんなことわかってないですよ。だから、その(かつら直し実習の)タイミングがどうかなっていうのをちょっと思いました。
- (阪根委員) 本来はね、中学校の時にノミを使う授業があると思うのです。ただ昔のように完全にやり遂げられるかというのと、今、こういう時代なのでそこをきちんとやれているかどうかというのは、ちょっと疑問符で高校生といっても初心者かもしれない。昔は中学校の段階で、木材加工の授業で必ずノミは使うし、私も指導したことがあります。そこではかつら直しそのものはしないのですが、かつらが外れると、我々教師と子供で共にやったことは過去にはありました。だから、この作業そのものが不自然な作業とは思わないんです。ただし、今言ったように、じゃあ、この作業が果たして、どういうシチュエーションで行われて、どうやって行っているかというのは、ちょっとイメージがうまくつかめないのです。だから、やっぱりその事故に至るまでのところの流れがどうしても引っかかるのです。
- (間瀬委員) ノミは普通穴を削るために玄能でやりますよね。それが正規の使い方なのですよ、だけでも今回は。
- (阪根委員) 抜けたのでしょうか。
- (間瀬委員) そういうふうじゃない使い方、ノミに対する使用ですよ、玄能が。かつらを直すというための玄能の使用、本来は木を削っていくじゃないですか。だから、そういうことによって、このぐらいの力でやるとノミは木に対してこう削っていきけるのだな、この力じゃ削れないのだなとか、その力加減もそこで習得できると思うのですよ。それもない段階で、かつらをいきなり外してはめるだとかいうそういう作業、ノミに対して、そういうことをするのが、どうなのかということを単純に思いました。
- (阪根委員) 前後関係は、やはり現地の実況見分の調査と言いますか、これはこの事案に関しては欠かせないと思います。これは、こういう事故という形で出てきてしまったわけですから、私も提案をしたいなと思います。
- (間瀬委員) そうですね、実習を組む上で、この内容をどの段階に持ってくるのかということが必要だと思います。
- (委員長) 僕は学校を対象としてセミナーや懇親会で事故事例の判例などを紹介しながらよくやるのですが、こういう時に考えなければいけないのが、要するに後から見れば問題が見えても、この段階でどうなのかというのは、別の問題があったり、やはり机上ではそう言っても現場ではというのもあったりする中で、あまりにその萎縮的な効果をもたらすようなことだと、教育の行動は狭くなることにな

ります。だから、例えば、体育の授業も以前やれていたようなこともやれなくなっている。そういう意味では安易な評価はできないところだろう。他方で死亡という結果は低い可能性でもあってはならないものですから。そうすると、そんなことを言っていたら何もできないよね、とばかりも言えない事故だろうとも思っています。転んで怪我をするというようなりスクで、やっぱりそこまで言っていたら何もできないねという話ですが、死亡という結果はなんとしても防がなきゃいけないというところがあるので。そうすると、その狭間でどっちをどう評価するか。例えば、落雷によるスポーツの事故というのが時々起きます。愛知県内でも野球の試合中にバットに雷が落ちた、あるいはサッカーで関西方面だったと思いますが、雷雨の中やっている最中に落雷で亡くなったことがありました。実は落雷は音がする、聞こえるところの範囲っていうのが何キロだったか、3キロ圏内かそういうのがあるんです。あと落雷は中心部から、何キロ範囲内でどこに落ちるかというのは、予測がつかないらしいんです。それで、その何キロ範囲、圏内っていうのが両方一緒なんですよ。ということは音が聞こえる範囲であればどこに落ちるかかわからないということになります。すなわち非常に遠くに聞こえた音であっても、音がした以上、ここに落ちる可能性があるということになるのです。そうすると、落雷の音がした以上、運動は停止しなければならないというのが鉄則なんです。ところが、このことを5年前、10年前に学校の先生にお話すると、そんなこと言ったら何もできません。大会などは予備日がないので、中止にはできない。よくわかります。実際5年前とか10年前に音が鳴っただけで、ゴルフやめる人とか、スポーツをやめる人は考えにくかった。ところが、最近そうやってきています。だんだん定着してきました。音が鳴ったらやめようというのは、というように。やっぱり死亡という重大な事故ということを考えると、萎縮的効果があったとしても、やはりそこは正さなくてはならないのかもしれない。今の常識では、それはそこまでいかんと言っているのではないということであっても、5年後、10年後には常識になっているのかもしれない。でも、前の話に戻って、そこまで行ったら何もできず、日本のこれからの物づくりが衰退しちゃうというような結論を出すわけにもいかないし、そこが悩ましいところなのだろうと思います。その評価の部分というのは、僕は力になれるところがあると思うんですが、他方でやっぱり技術面というのは、皆さんの中でも一番疎いだろうと思うものですから委員の先生方に技術論的なところ、色々教えていただきながら、どう考えていくのかなというところですね。次回はまず見取りをしながらですね。

(阪根委員) また、調査とか聞き取りの日程の調整をしていただいて、もちろん、委員長が一番いい日にして、万が一私も何か重なってしまっても、今遠隔という武器があります。今私は別件でも遠隔を使って調査しております。その代わり、その時は事務局側に結構動いてもらっていたんです。でも、できるだけ日程調整して、こちらへ参りたい。

(委員長) 場合によっては、先生はZOOMでの参加もいいかもしれませんね。だいぶ遠いですもんね。

(阪根委員) それは全然気になさらず。やっぱりさっき言われたように、死亡に関わっている事故っていうのは、絶対教訓を作らないと絶対に無駄になってしまいます。これだけは絶対やろうと思っています。

(委員長) 日程を決めたいと思うのですが、2回ぐらいは決めておきましょうか。

【11月の日程の調整】

11月16日（水） 11：00 ～ 13：00 で決定
※ 学校了解済み

【12月の日程の調整】

12月14日（水） 13：00 ～ 17：00
12月19日（月） 13：00 ～ 15：30
12月21日（水） 13：00 ～ 17：00 で調整することが決定。

（阪根委員）学校に伺う際をお願いしたいのは、まず当該校の教室の状況を確認したいのと、学校の流れを、事情聴取できるかどうか、その辺りでしょうか。

（紀伊委員）学校の先生はおられるわけですね。

（事務局）はい。何か学校をお願いしておくことが他にありましたらお願いします。

（阪根委員）同一のノミですね。これは必須です。あと教育課程というのか授業の前後関係、授業の流れ、授業計画が必要です。

【1月の日程調整】

1月16日（月） 13：00 ～ 17：00
1月24日（火） 13：00 ～ 15：00
1月30日（月） 13：00 ～ 17：00 で調整することが決定。

（事務局）西山委員長、進行ありがとうございました。また、委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。以上を持ちまして、第1回実験実習に係る安全対策検討委員会を終了させていただきます。